健康福祉委員会令和3年8月13日

福祉部 資料 42 番

所 管 障害福祉課

## 障害者就労施設等からの物品等の調達について

障害者優先調達推進法に基づく令和2年度における障害者施設等からの物品調達 実績及び令和3年度の調達方針について以下のとおり報告する。

1 令和2年度調達実績

213, 371, 967 円 (物品: 21, 410, 655 円、役務: 191, 961, 312 円)

※令和2年度調達目標

193, 963, 281 円 (物品: 18, 046, 868 円、役務: 175, 916, 413 円)

※令和元年度実績

205, 371, 082 円 (物品: 24, 062, 491 円、役務: 181, 308, 591 円)

- 2 令和3年度大田区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針
  - (1) 調達目標 令和2年度実績を上回ること
  - (2) 主な取り組み予定
    - 区内の障害者施設の自主生産品、対応可能な作業等をホームページで紹介
    - 各障害者施設で受注可能な作業・製品等のリストの更新とPR強化
    - おおむすびの周知による自主生産品販売の強化
    - 物品(事務用品等)・役務(印刷等)等の調達に積極的に取り組むよう職員に周知

## (参考) ○障害者優先調達推進法(平成25年4月1日施行)

## 【法律のポイント】

国、独立行政法人及び地方公共団体等は、物品等の調達に当たって、優先的に障害者 就労施設等から物品の調達に努め、障害者の自立促進に資することを目的とする。

地方公共団体は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、調達の実績を公表する。